

【 公 開 用 】

様式第1号（第3条関係）

【附属機関名称】会議概要

会 議 名	足立区成年後見制度審査会（令和4年度第1回）
事 務 局	足立区福祉部高齢者施策推進室高齢福祉課権利擁護推進係
開催年月日	令和4年 6月24日（金）
開催時間	14時02分 開会 ～ 16時06分 閉会
開催場所	中央館8階 災害対策本部室
出席者	<p>（委員） 八杖会長、矢頭副会長、大輪委員、高木委員</p> <p>（職員） 高齢福祉課：宮本課長、笠尾権利擁護推進係長、檜山高齡援護係長 菊地高齢援護係主査 障がい福祉課：日吉援護担当課長、二見障がい施策推進担当係長 小川虐待防止・権利擁護担当係長 甫坂虐待防止・権利擁護担当主任 障がい福祉センター：高橋障がい福祉センター所長 中央本町地域・保健総合支援課：田口精神保健担当係長 足立区社会福祉協議会：下河邊福祉事業部長、和田地域福祉部長 山本権利擁護センターあだち課長 花本基幹地域包括支援センター包括支援課長</p>
欠席者	<p>福祉管理課：近藤課長 西部福祉課：高野課長 中央本町地域・保健総合支援課：田口課長 生活保護指導課：星野適正化推進係長</p>
会議次第	別紙のとおり
資料	
その他	

様式第2号（第3条関係）

（審議経過）

○宮本課長 それでは、ただいまから令和4年度第1回足立区成年後見制度審査会を開会いたします。

本日は大変お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

審議に先立ちまして、資料を確認させていただきます。本日の資料は全て一まとめにして席上に配付しております。内訳は次のとおりでございます。まず次第、2点目が名簿、3点目が席次表、4点目が条例・要綱・施行規則、5点目が議事資料でございます。

不足している資料がございましたら、事務局がお持ちいたします。よろしいでしょうか。

それでは、今年度初めてということもありますので、まず委員の皆様から御挨拶いただければと思います。八杖会長からお願いいたします。

○八杖会長 皆さん、こんにちは。弁護士の八杖と申します。

足立区の成年後見は非常にすばらしい取組が多いと考えていまして、みんな同じ目標に向かって歩んでいけるように、委員としてバックアップをしていきたいと考えております。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

○矢頭副会長 司法書士の矢頭と申します。前回に引き続き、この審査会の委員を務めさせていただきます。このほかに地域連携ネットワーク協議会の構成員も一緒に務めさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○大輪委員 東京社会福祉士会の大輪と申します。権利擁護センターパートナーというところに所属してございます。矢頭先生と同じ委員を務めさせていただいているかと存

じます。よろしくお願いいたします。

○高木委員 千住公証役場の公証人の高木です。引き続き委員をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○宮本課長 ありがとうございます。

それでは、区側のメンバーも入れ替わりましたので、改めまして簡単に自己紹介をさせていただきます。

まず、私でございます。高齢者施策推進室長で高齢福祉課長の事務を取り扱っております宮本でございます。2年目でございます。よろしくお願いいたします。

○日吉援護担当課長 2年目になります。引き続きですが、障がい担当課長の日吉と申します。本年度もよろしくお願いいたします。

○高橋所長 障がい福祉センター、高橋でございます。私も2年目となります。よろしくお願いいたします。

○下河邊福祉事業部長 社会福祉協議会福祉事業部長の下河邊と申します。この4月に社会福祉協議会に参りました。どうぞよろしくお願いいたします。

○和田地域福祉部長 社会福祉協議会地域福祉部長、和田です。引き続きよろしくお願いいたします。

○宮本課長 ありがとうございます。それでは、議事に入っていきたいと思いますが、まず、本日の出席委員数の報告をさせていただきます。

委員定数4名のところ、出席委員数4名で過半数に達しておりますので、条例第6条第2項に基づきまして、本日の審査会が成立していることを報告いたします。

これ以降の進行は八杖会長にお願いいたします。

なお、議事録作成のため、本日の質疑を録音させていただきます。御了承くださ

い。

また、発言の際には、最初にお名前を述べてから発言をお願いいたします。御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、お願いいたします。

○八杖会長 それでは、次第に従いまして議事を進めたいと思います。皆さん、お手元にございますね。

まず、議題の1番、令和3年度成年後見制度利用促進事業の実施結果について、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○笠尾権利擁護推進係長 高齢福祉課権利擁護推進係長の笠尾です。1番について私のほうから説明させていただきます。

私からは主に昨年の状況、東京家庭裁判所からデータで提供された結果を説明させていただき、そのほかの推進機関等の状況については、引き続き、それぞれの担当から説明をさせていただきます。

それでは、お手元の資料の7ページを御覧ください。上の右端に統計資料1と書いてある資料でございます。

こちらの表は、成年後見制度の令和3年12月末現在の利用者数を23区別に示した表でございます。こちらの表には、後見類型、後見、保佐、補助、任意後見の別と、それから一番右端には、その合計数から23区内の順位を示しております。

足立区は網かけしてございますけれども、下から3番目でございますけれども、後見が929、保佐245、補助64、任意後見が15ということで、合計数は1,253人という形で、ちなみにこの人数は、23区の中で第4番目という数字でございます。

引き続きまして、次ページ、ページ番号8番、統計資料2と書いてある資料を御覧

ください。

こちらの表は同じく裁判所から提供されたデータで、成年後見制度の令和3年中に申立てがあつて開始された件数というのを23区別に示したものになります。

こちらにも後見種別ごとに数字が出ておまして、右端は同じように順位が示されております。この表によりますと、足立区のほうは、新規開始されたもの、後見が166、保佐37、補助9、任意後見が5ということで合計217。こちらのほうも順位としては第4番目という順位でございます。

続きまして、次ページ、9ページの統計資料3を御覧ください。

こちらの表は、先ほどの統計資料2の区ごとの合計数に対して、後見人の職種、どういう方が後見人等として選ばれているのかということの割合を示したものです。

足立区の状況を見ますと、親族後見が20.4%、弁護士さんが23.9%、司法書士さんが34.8%、社会福祉士さんが17.8%、あと社会福祉協議会さんが0.9%、以下割合が少ないですけれども、その表に記載されているような数字でございます。

足立区でいうと、司法書士さんが34.8%で一番高いですという状況になっておりますが、23区別に見ると、割合が各区でかなりまちまちになっております。例えば千代田区さんなんかは司法書士が4.8%と、足立区と逆で一番少ない感じで、一番多いのが弁護士さんの38.1%という状況が見てとれます。

上から6番目、台東区さんの場合なんかは、社会福祉さんはゼロなのですね。弁護士さんが6.6%、あと親族後見が23%と司法書士さんがかなりの割合で70.5%と

いう状況になっております。

あと、特徴的なのが品川区さんですね。台東区さんの3つぐらい下にございますけれども、その他法人が30.8%ということで、法人による後見が非常に盛んになっているということで、この表から各区で非常にまちまちな状況で、原因についての分析はできておりませんが、かなり区によってばらつきがあるということが分かった次第です。

続きまして、10ページの統計資料4を御覧ください。

こちらのほうは、今まで紹介させていただいた数字の4年間の足立区における推移を捉えた表になります。表が幾つかございますが、一番上の表は、先ほど統計資料1に載っていた数。各年、これは年度じゃなくて年の数字ですね。利用者数、平成30年12月末における利用者数が1,109、同じく令和元年12月末には1,166、令和2年12月31日には1,229、令和3年12月31日には1,253、こういう推移を経てきて、これを見ますと、4年間増加傾向という形になっております。

続きまして、下の表につきましては、その年に開始された件数ですね。その件数を見ると、足立区の場合、平成30年、1年間に235件、令和元年1月から12月には232件、令和2年1月から12月には240件の開始があった。ところが、令和3年になりますと、この数が217ということで若干下回っている。

その下の1行だけの表については、今申し上げた数の中に含まれる区長申立ての数になります。これが平成30年には63、令和元年には64、令和2年には70、令和3年には55という数になっています。

あらかじめ申し上げておきたいのは、こ

の数ははっきりと同じ時期を正確に捉えているとは限らないということですね。うちのほうが申立てを行っても、開始されるまでに多少時差がございますので、裁判所が捉えている期間とうちが申立てましたよという期間が微妙にずれている場合がございますので、はっきりとした傾向は、正確なところまでは読み取れないのですが、昨年度は若干下がりましたという事実があります。

参考として、その下に示した表は、同じく毎年の新規開始になる成年後見利用者の数の23区別の推移でございます。

足立区は、今申し上げたとおり217で、今回減っているという形なのですが、他区の状況を見ますと、これは区によって増えているところもある減っているところもあるということです。これについて、私たちは何か傾向があるのかということで地域別とかでマーキングしたりとかして確認してみましたが、はっきりとしたことは、言えるだけの根拠が示せるものは特には確認できませんでした。

引き続きまして、次ページ、11ページの統計資料5でございます。

こちらの表は、うちのデータから拾った表でございます。こちらは区長申立ての審査会で検討された案件につきまして、それぞれ一番初めの取っかかりというか発見というか、それがどういうところから寄せられた情報でスタートしたのかということの統計を取ったものでございます。

一番右端にその比率が示されておりますけれども、比率が高いものを見ますと上位は病院の16.9%、いわゆる入院したときに、病院のほうから区なり包括なりに連絡が入って発覚するというパターン、これが16.9%。次は、福祉事務所や保健所を経

由してくるものが15.9%、その次が介護施設の関係が13.3%。

これで見ますと、病院の件数が減っているというよりは、令和2年度だけ極端に多かったという傾向が見てとれます。令和元年8件だったものが令和2年に20件、令和3年に5件ということで下がっております。ここでマイナス15件というものは、先ほどの区長申立ての件数が減少したことに関連しているのかなという傾向が見てとれます。

いずれにしても、この資料からは、こういう様々なところから、こういうネットワークを通じて区長申立てにつながっているということがこの数を見ても分かりますので、ネットワークの機能としては働いているということが言えるのではないかなと考えてございます。

その下の表については、足立区でやっている助成制度、これは申立ての助成と報酬助成、2種類ございますけれども、下表のとおり、合計件数については、令和元年52件が令和2年には65件、令和3年には87件ということで、着実にこちらのほうは数字が伸びてきてございます。

ちなみに、この数字については、高齢者単独の数字だけではなく、知的障がい、精神障がい、それぞれ同じような助成制度がございまして、その件数を合計した数になっております。

私のほうからは以上です。

引き続き、権利センターあだちから説明をお願いいたします。

○山本権利擁護センターあだち課長 権利擁護センターあだちの山本と申します。本年度もよろしくお願いいたします。

次のページ、12ページをお開きいただければと思います。

こちらは令和3年度、4月から3月まで1年間の権利擁護センターにおける相談受付状況を数として表したものになっております。

一番上、成年後見制度、特に法定後見の部分の御相談がトータルで1,570件ということで、令和2年度に比べると若干減っているというところがあって、4月からの推移を見てみると、年が明けた1、2、3月がぐっと落ちているというのは、もしかしたらコロナの一番はやった時期と重なる部分があるので、その影響がもしかしたらあるのかなというところが考えられます。

それから、上から6行目のところに地域福祉権利擁護事業の行があるのですけれども、これが令和2年度の比較で、元のデータがなくて申し訳ないのですが、およそ1.5倍から2倍近くの相談が増えているというところがありまして、年間では385件ということになっております。

地域福祉権利擁護事業の新規の契約者においても、令和2年は8件だったものに対して、令和3年は28件と3倍を超える新規契約の方がいらっしゃったという統計がありまして、もしかしたら、成年後見制度の利用に至る前の段階で、地域福祉権利擁護事業でサポートができるようなニーズの掘り起こしというのができているものなのかどうかというのが、推測ですけれども、統計として考えられるかなと思います。

ただ、法定後見の中身のところで、補助とか保佐の累計の相談が増えているのかというところと併せて考えなければ、事前に予防的にというもおかしいのですけれども、そういった形で重度化する前に何かしらの制度につなげていく傾向があるとは言いきれないのですが、そこの補助とか保佐の種類での相談というふうに、今の権利擁

護センターで使っているシステムがそういった類型ごとの分類がなかなかできないシステムになっておりまして、これは今後、システムの見直し、改定を進めて、どのタイプの相談が多いのか、申立て支援の御相談も含めて、どの類型がその年度の中で相談として多く入ってきているのかというところも分かるように改善をしていく予定ではあります。

こちらの表が年間の受付状況ということです。一番下の合計のところ、これは大きく減ったり増えたりということではなくて、横ばいのような状況となっているところです。

続いて、次のページに移りまして13ページを御覧いただきたいと思います。

相談会の実施ということで、成年後見制度に関する相談会の実施を年間通して行っています。毎月1回、弁護士の先生、隔月交代で個別の無料相談を実施しております。原則第1火曜日の午後ということで、午後の時間帯で2枠設けて、お申込みをいただいた方に大体50分程度のお時間の中で御相談をいただくということになっています。

必要に応じて、何かその後、継続して御相談が必要な場合でしたり、あるいは成年後見制度を具体的に利用していくという流れになる場合については、専門職の弁護士の先生を御紹介いただくということもしていただいているものでございます。

2つ目の(2)、こちらは司法書士の先生による相談ということで、これは令和3年12月からスタートをしているものでございます。こちらにも月に1回、第3水曜日の午後の時間を設けて、弁護士の先生と同様に2枠お申込みをお受けして、こちらは成年後見とか相続というものに特化した相

談ということで、弁護士の先生と色分けをして相談の受付をしているというところがございます。

相談会としましては、あと(3)のところ、年に1回、司法書士のリーガル・サポート東京支部の先生方と共同で開催させていただいている相談会というものがありました。昨年は10月30日の土曜日、朝から夕方までということで、お申込みが20組ありましたが、結果、19組の方に御参加いただいて、司法書士の先生による個別相談を実施しました。

次のページ、14ページに移りたいと思います。

4番目としまして、成年後見制度に関する研修会の実施ということで、昨年は2回開催をいたしました。1つ目が成年後見制度の基本ということで、対象、区内で活動するケアマネさん向けに、動画を視聴するという形で開催をいたしました。総勢、視聴回数というところでは343回、アンケートは69名の方から回収をさせていただいているところです。

それから、御親族向けの成年後見制度講座ということで、これは区民の方で、既に親族として受任している方、それからこれから親族後見を検討しようと思っていられる区民の方に向けて、司法書士の先生にお話をいただきました。

それで、体験談ということなのですが、実際に親族後見を既にやっていたりいらっしゃる方にお越しいただいて、その体験談をお話いただくということで、参加者10名の方に御参加いただきました。

5番目、視察とか出前講座については、こちらのほうになっています。社協独自で行っている高齢者あんしん生活支援事業という事業の視察が割と多く受けているとこ

ろで、年間でも6回、あんしんの視察対応がありました。成年後見制度研修への出前講座、講師派遣なんていうのも行っているところです。コロナの影響もありまして、オンラインでの実施が増えてきたというのが印象としてあるところでございます。

続きまして15ページ。これも研修の開催ということですが、八杖会長に講師となっていて、区の自治体職員のために成年後見の講座を行いました。

7番目、後見人連絡会については、どちらもオンラインで行いました。特に2回目に行った知的障がいのある成年後見利用支援について考えるということで、虐待防止担当係長の小川係長にも御協力いただいて、実際に知的障がいの後見人を受任している社会福祉士の方にも御参加いただきながら、実際の知的障がい者の方への後見の活動の様子みたいなものを御報告いただいたものになっています。

8番目、区民後見人の養成というところですが、これは令和2年の年明け、1月に説明会を行って募集をかけた方々の最後の研修という位置づけで行っている。コロナの影響を大分受けていて、半年ぐらい後ろ倒しで実施させていただいたものになっている方々の最後の座学研修を7月に実施いたしました。この結果、3名の方が正式にあだち区民後見人として登録していただくことになっています。この間、地域福祉権利擁護事業の生活支援の業務も行いながら養成をしております。以上です。

最後のページ。これは社協がやっている法人後見監督、それから区民後見人の交流会、緊急事務管理ということで、年間どれぐらいの件数をやってきたかということの御紹介の一覧表になりますので、御覧い

ただければと思います。

権利擁護センターの実施報告は以上となります。

○笠尾権利擁護推進係長 ちなみに、先ほど中であつた地域福祉権利事業の相談数については、令和2年度は274件だったものが令和3年度には385件になったということで、大変な数が増えたという状況でございます。

引き続きまして、知的障がいの関係で小川係長からお願いします。

○小川虐待防止・権利擁護担当係長 障がい福祉課の虐待防止・権利擁護担当、小川でございます。

令和3年度については、こんなことをやりましたという報告を載せられるような状況ではなく、残念ながら、小規模講座を予定していたものは全て延期というか中止になってしまいました。

幾つか足立区の中の2つの大きな知的と身障系の法人に向けてのものを企画していたのですが、残念ながら、施設側で陽性者、クラスターになったような状況があつた等々で、去年度は1回も開催できなかったというのが残念な報告であります。去年度についてはそういう形でございます。

そういうことも受けまして、令和4年度に関しては、やり方も含めて考えてみようということで、19ページに令和4年度の知的障がいの小規模講座企画ということで、要は、この3月に第2期の成年後見制度の利用促進計画というところで、権利擁護支援というところが前面に出てきているということで、成年後見制度は、当然、権利擁護支援を進めていく中での1つの落としどころでもあるしツールでもあるしということで、そこをまずメインに考えて

いこうと。

それプラス、今まで毎年のように、事あるごとにいろんな場面で発言してきているところなのですが、やはり知的障がいの方の成年後見制度の利用というのが、地域の部分と、それから入所施設の部分と大きく分かれているところがある。

特に地域の部分については、高齢者の支援とは少し違うところで、今までずっと子育てをしていたお子さんについて、後見制度の利用というパターンが非常に多いという中では、そこら辺り御家族が、特に親御さんが中心になると思いますが、どういうふう考えていくのかということが一番メインになってくる。

そう考えるときに、地域で特に重度の方なんかは通所されている方のほうが多いという意味では、日々接している通所施設の職員の方に、権利擁護支援、そして成年後見制度を理解していただくということが、御家族に理解していただくところの一番近い道だろうということですからずっと考えてきたところです。

今年度は、いろいろコロナの状況もあるので、コロナが原因で何もできないという形には、去年度の反省をもってしないということで、いろいろやり方を考えようということで、小さな形で本当に小規模的にやっっていこうということで、現状で2つ、もう既に済ませています。

1つは、援護の実施機関である障がい福祉課各援護係の職員向けに研修をしています。これは虐待防止と成年後見とセットというか、前半が虐待で後半が成年後見という形ですけども、そういう形でまず援護係の職員向けのものを既にやりました。

それから、これは1つの試みではあるのですが、綾瀬福祉園という生活介護

の育成会系の法人の施設があるのですが、ここでも、ここで、実際に支援に当たっている職員の方とグループワークみたいなことをやろうということで6月10日にやってみました。

今回、3月の権利擁護支援について、国から出されたようなものを1つのヒントにして、皆さん、権利擁護ということはどういうふう考えていますかみたいなところを1つの入り口にして、各職員の方が権利擁護ということはどういうふう考えているだろうかということも1つの切り口にしてグループワークをやってみました。

施設からもその次ということも要望もあって、できれば、もし許すのであれば、今年度の終わりぐらいに、計画はまだしてなかったのですが、権利擁護支援から成年後見制度へという形のグループワークみたいなことをやってみようかなと思っています。これが既に2つ済ませたものです。

あと、できればちゃんとやっていきたいと思っているのが企画の3つ目です。これは日にちが7月20日と決まっています。この場でも何回か発表したのですが、今日の委員さんでいらっしゃいます矢頭先生に、あいのわ福祉会という身障系の母体の法人のところで、主に施設長、管理者等向けの研修を企画しています。

これに関しては、今後少しずつ、今じわじわと感染者数が増えているのですが、対面でやるのと、それからオンラインでやるのと両面で企画をしています。もし感染者数が多い場合は、矢頭先生には足立あかしあ園というところに行ってください、受講する方々はそれぞれの職場で受講するような形での話を考えています。

矢頭先生の研修、講演から、権利擁護セ

ンターの説明を山本課長にお願いして、足立区の成年後見制度の利用促進の取組ということで、笠尾係長からの説明等、そういう形でセットでやろうと思っています。

今のは身障系ですが、今度は知的系のやつですね。来週、打合せに行ってくるのですけれども、あだちの里という法人の法人をまたい人権啓発委員会というのがありますので、ここでも企画2、綾瀬福祉園でやったのと同じような形のものを考えてみようかなと思って、来週の木曜日ですか、これから打合せをして、夏から秋頃にやれないかということ動いているところです。

現状、決まっているところはこのような形で今年度はやろうと思っています。

以上です。

○田口**精神保健担当係長** 足立保健所中央本町地域・保健総合支援課精神保健係、田口です。よろしく願いいたします。

私のほうは、精神障がい関係者、そして当事者向けの講座を企画しております。

3年度の経過は載せ忘れてしまったのですが、保健師向け、家族向け、当事者向けの3つを考えていたのですが、やはりコロナが急激にひどくなったというところがありまして、1つだけ、当事者向けの講座ができました。

令和3年6月に、当事者向けの講座を地域活動支援センターふれんどりいという中で行わせていただきました。参加者は3人という少ない人数だったのですけれども、とてもゆっくりとお話を聞くことができたという御感想もいただきまして、なかなか人が多いところでは落ち着かなかったり不安だったりという方もいらっしゃいますので、そういう面については、人数は少ないのですけれども、逆にとても安心して、そ

してじっくりと話を聞くことができた講座であったと思います。

当事者向けの講座は3年度、そして2年度も行いまして、少しずつ当事者の御本人向けのお話も必要なのだというところが分かってきていますので、令和4年度も当事者向けを企画しております。

令和4年度の企画は20ページのとおり、まずは最初に保健師向けの研修会を7月に行おうと思っています。2つ目に家族向け小規模講座です。令和3年にも家族向けの講座を企画しておりましたけれども、コロナの拡大のためにできなかったものですから、ぜひ今年はという声もありまして、今9月頃を目指し進めているところです。

そして、当事者向け、3年目になりますけれども、小規模講座を11月頃と思っています。保健師向けの講座はここ二、三年できてないのですけれども、令和4年に入ってから、令和4年2月、4月、そして6月と今まで年に1事例あるか2事例あるかという精神障害の方の区長申立てが急に続いて上がってきておりますので、保健師に向けて、より制度に向けて深く勉強するような講座をまたやっていきたいと思っています。

以上です。

○笠尾**権利擁護推進係長** 議題1についての説明は以上になります。

○八杖**会長** 皆さん、ありがとうございます。

では、皆さんから御意見、御質問を伺ってまいりたいと思いますが、全部一遍にといいると長いと思いますので、ちょっと切ります。まず足立区内の統計資料を御説明いただいたかと思います。大変貴重な御説明で、足立区内の現状はよく分かったかと思

いますけれども、今笠尾係長から御説明いただいたところについて御質問や御意見がある方、いらっしゃったらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。特によろしいですか。

非常に足立区が後見先進区といいますか、たくさんの方が利用されているというのがよく分かったかと思えます。

続きまして、権利擁護センターの山本課長から御説明いただいた部分について、こちらについて御質問や御意見がある方、いらっしゃいましたらお願いしたいと思えますけど、いかがでしょうか。

ここは先ほどのポイントですと、地権事業でかなり相談件数が増えていたということでしたね。いかがですか。よろしいですか。

では、続きまして、障がい福祉課の小川係長から御説明いただきました令和4年度の企画ですか、こちらについて御質問や御意見があったらお願いしたいと思えますけど、いかがでしょうか。

これは小川さん、昨年、令和3年度と比較すると、企画としては変わっている、変わってない。どちらでしょうか。

○小川虐待防止・権利擁護担当係長 根本的な企画の精神というのですか、それは変わっていません。ただ、権利擁護支援というのは、強く打ち出されている部分では、成年後見制度が権利擁護支援のツールの1つであるよというところで、そもそも権利擁護は何なのだろうみたいなところを改めて考えてみると、そんなに意識して支援しているということはないのかなという。一方で、意思決定支援というのはこのところよく言われているところで、そことうまく関連させながら、そもそも権利擁護支援をしていくというところと意思決定支

援、もっと言うと自己決定みたいなところをいろいろひも解きながらやっていくと、結構面白いことができるのではないだろうかというのが、民間の方なんかとのディスカッションの中でもヒントとして出てきたので、今回は今までの基本を置きながら、そこに一步踏み込んでいろいろ小さな議論から始めてみたいと思っているところで

○八杖会長 ありがとうございます。国の2期計画でも、成年後見制度というのは権利擁護のための1つの制度にすぎない、だから、権利擁護をもっと広く考えて、意思決定支援なんかも含めて取り組んでいきましょうということが言われていますので、その実践を今年度、少し取り組んでみたいという、そういった御報告だったということでもよろしいですかね。ありがとうございます。

ほか、知的障がい者の関係に関してはございますか。大丈夫ですか。

では、続きまして精神保健担当の田口係長から御報告をいただきました精神障がい者の今年度、令和4年の取組について御説明をいただきましたけれども、この点について御質問や御意見はありますでしょうか。

じゃ、私から、これも先ほどの知的障がいと同じなのですけれども、令和3年度と比較して、令和4年度はここが違いますとか、もしそういったことがあったらお伝えいただけますでしょうか。

○田口精神保健担当係長 ありがとうございます。基本的なところは同じです。

ただ、当事者向けの講座の中身、内容なのですけれども、内容はほぼほぼ同じなのですが、その中でも令和3年にお金のことをすごく気にされる感想があったのです

から、お金については、細かく具体的に事例を挙げながらお伝えできるといいなとは思っております。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。お金についてというのは金銭管理の問題なのか、それとも後見の申立ての費用とかそういったお話なのか、これはどちらですかね。

○田口精神保健担当係長 この制度を使うに当たっての経費の御質問で後者です。

以上です。

○八杖会長 そこに大きな関心があるので、そこを少し当事者のニーズということで御説明していきたいということですね。ありがとうございます。

ほか、精神障がいとの関係で御質問等がありますでしょうか。よろしいですか。

では、議題の1については以上とさせていただきますかと思っております。

次に移りたいと思っております。議題2は、第2期成年後見制度利用促進基本計画について、これは国の基本計画ですか、事務局から御説明をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○笠尾権利擁護推進係長 第2期基本計画につきましては、もう皆さん十分御存じだと思いますので、ここまでの経緯は省きますけれども、まず第2期計画のポイントとしましては、サブタイトルがつけましたというのが大きな特徴でございます。

ページにすると資料のP21ということで、こちらのほうは厚生労働省が出しているニュースレターをそのままつけたものでございます。

このサブタイトルを見ると「尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進」、ここでまた

先ほどから何度も出ている権利擁護支援という言葉が出てくる。

このことが何を示すかということ、「尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加」ということは、地域共生社会の実現を目指すものだということで、2期計画では、その次に、先ほどから何回も登場している権利擁護支援という言葉の定義が明確にされております。

その中身は、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動ということになっております。

サブタイトルでこれをやっていくということは、サブタイトルなので、これまでのやり方が全く1期と変わったということではなく、新しいものが登場したということではないのですけれども、方向性がちょっと変わったなということです。

1期では、どちらかということを増やせという志向でやっていたものが、ここに来て数だけではないのだよという方向性になってきたという認識をしています。

単に利用者の増加を目的とすることじゃなくて、全国どの地域においても制度を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備しなさい、体制の整備ということに主眼が置かれたなという印象を持っております。

足立区としては、先ほどから権利擁護支援という言葉が登場してきているので、もちろん、2期計画になって特別というわけではないのですけれども、そういう視点を持って対応してきております。

ただ、こういう方針が2期ではっきりと打ち出されていますので、足立区のスタンスとしては、これを受けて、これを実現するには地域連携ネットワークの強化、これ

を行うことによって権利擁護支援を充実させる。それが充実することによって、必然的に成年後見制度の利用も増えてくるだろうと。

あくまでも、権利擁護支援の中の成年後見制度は1つの方策ということで、そのほかにも幾つも選択肢がある中で、必ずしも後見制度を全ての人が使わなければいけないということではない。必要な人に必要な種類のサービスが提供されるのが権利擁護支援と考えてございますので、そういうものをやっていけば、必然的に成年後見制度の利用も促進されるという考えの下でこれから取り組んでいきたいと考えています。

非常に簡単ではございますが、2期計画に関する足立区の意気込みとしましては以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。国の2期計画について御説明をいただきましたが、議題の3番がちょうどそれも踏まえた、足立区としてどうしていくかといった内容になっているのではないかと思いますので、議題の2番と議題の3番をまとめて議論するのが時間の関係でもよろしいのかなと思います。

そこで、まず議題の3番、こちらの御説明をいただいてから2番と3番、連続してお話をさせていただく形で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、議題の3番、これについて先に御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。今後の足立区の成年後見制度利用促進の取組についてということで御説明をお願いします。

○笠尾権利擁護推進係長 引き続き私から説明させていただきます。

まず、資料の26ページ、令和4年度の事業計画という表を御覧になってくださ

い。

こちらは、今年こういうのをやりますよと、会議の類いとか区民後見人のスケジュールとか、そういうものを一括して表記したのになっております。年間スケジュールとしてざっくりとこういうものを今年もやっていくということです。

内容につきましては、特に大きく変わっているというものはございませんけれども、強化したのは、庁内推進連絡会と中核機関連絡会というのは表の左のほうにございますが、その会議が去年は実際には予定された回数できてなかったということがございましたので、今年についてはこれを必ずやりますよということと、あとは、一番左のセンター・推進係の定例会というものを新たに設けました。これについては毎月必ずやるということで、これによって中核機関の連携を強化していこうということで、これを付け加えたという流れになっています。

その次の資料の説明に入る前にちょっと御説明をさせていただきますけれども、現在の区長申立ての流れというのを前段で説明したいのですけれども、先ほど資料から説明したとおり、まず地域から上がってきた情報を基に、地域包括とか基幹包括が絡んで、あとは高齢援護係が入って、必要性があるものは困難事例検討会、これは今年から八杖先生も参加していただいていますけど、それにかけて、その後、区長申立審査会を経て決定されるという流れになっています。

障がいのほうは少し別のルートになっていますけれども、困難事例検討会から同じルートに乗るということで、まずそういう仕組みが分からないとこれから説明するのが分かりにくいかなと思いますので、御説

明させていただきました。

それと、これをつくった理由についてなのですけれども、足立区の成年後見制度利用の促進をざっと振り返ると、昨年度、令和3年度に中核機関と地域連携ネットワーク協議会が設立されましたが、やっている内容というのは、ほぼ既存の仕組みを利用したものとなっております。

ネットワークとか審査会、後見人とか区長申立てとか、それについて機能はしていますけれども、利用促進のためには、ここで見直すべき運営上の課題というのがまだかなり多いかなという認識を持っています。

そこで、今回、中核機関とか各所管との会議とか話し合いを通じて、話題になったようなことも網羅して、現在の段階の課題というのをまとめさせていただいた次第です。今後は、これをたたき台として業務運営体制を精査して改善に取り組んでいこうという心積もりです。

それでは、資料のP27ということで、課題と目標、それから対策案ということで幾つかの項目でまとめさせていただきますので、これを順に説明させていただきます。

まず、大きなくくりとして地域連携ネットワーク上の問題ですね。ネットワーク全般については、連絡体制としては機能していますが、地域差がある。あと、相談を受ける担当者の力量にも差があるのではないかな。それから、正しい知識の共有が不足していて、制度の周知が不十分になっているのではないかなという課題を感じております。

これに対して目標としては、各関係者が成年後見制度の長所とか短所とか正しく理解して、権利擁護支援に対する共通認識を

持っているという状態が望ましい目標とする状態です。

それに対して今考えているのは、研修とか講座の開催、特に介護関係者向けということで書かせていただきましたけれども、これは後見制度を使おうとする方のほとんどが介護サービスと関わっているということが想定されていますので、まずこういうところからやっていったほうが実効性はあるのではないかなということでこれを記載させていただきます。

次、広報関係ですね。課題としては、今田口係長からお話がありましたけれども、制度の短所とか費用面がきちんと説明された資料が少ないということですね。それから、各関係者が成年後見制度を直接区民に紹介することに戸惑いを感じている。

これはどういうことかということ、これを宣伝することによって、その方があなた認知症ですよということを宣言するような形になってしまうのではないかなということを感じていらっしゃるということです。

これに対して目標としては、制度の長所、短所、ほかの利用可能なサービスも含めたPRを皆さんができますよという状態。あとは、費用面のことについては助成制度がありますよということで、これをきちんと周知できる状態。

対策案としては、2期計画の中で任意後見の話も出ていますので、任意後見のPRを兼ねた共通の周知媒体のようなものをつくったらどうか。例えばエンディングノートと書かせていただきましたけれども、これは今までみたいなイメージのエンディングノートではなくて、盛んに先ほどから意思決定支援という言葉も登場するのですが、意思決定支援のツールとして、そういう形でこういうものを使っていられないか

ということを考えています。

2期計画上でも後見人が法律行為を行う際に、本人の意思確認とか、選好、生活上の好き嫌い、そういうものも適切に反映させる必要がありますよということがありますので、そういうものの一助として使えるようなものは何かつくれないかということも兼ねてここに盛り込ませていただいています。

助成制度については、引き続きチラシやホームページ上で周知することを考えています。

次、相談に関してですけれども、ネットワーク上の関係機関がこれはあそこだったかなということで、場合によってはすぐ相談窓口が思いつかないような場合もあるということですね。あとは、相談された担当者の力量とか判断に差があるということ。それから、制度利用のタイミングが遅れがちであるということですね。これはどこまでいったら後見制度を使うのかという、その境目がちょっと難しいねということです。

目標としては、各関係者が迷わず相談窓口へつながることができるようになる。支援担当者が判断に迷ったときに、バックアップができる体制がある。これについては、各相談窓口の役割の再周知をしなければ駄目だなということで、そこに書いてあるように各機関がありますけれども、どこで何をやるのかというのはきちんと周知されているのかというと、区の内部でも一部周知されてない部分があると思いますので、そういうものを強化していく必要があるということです。また、相談支援職員に対する研修が必要ではないかということです。

次、区民後見人に関する課題と目標で

す。ページが次のページに移ります。

これは現状ですけれども、一度登録すると定期的な教育とかチェック、研修とか、そういうものがないまま翌年継続ですということで更新されているという現状があります。

あとは、受任可能な案件が現状では全体的に少ないということで、登録者のモチベーションが低下している面があるということですね。

あとは、受任を希望しない登録者が若干、いろんな理由があってそういう方がいらっしゃるのですけれども、そういう方をどう活用していくのかという方法が決まっていない。

それと、区民後見人という区で半ばお墨つきを与えた、資格というかは別として、そういうものの個人に関する注意事項とか指導事項とか、そういう規定がされたものは何もないということですね。そういう状態はきちんと制限なり決まりをつくるべきじゃないかということです。

目標としては、後見業務を行うスキルのレベルとモチベーションを保ち、いつでも受任できる体制になる。受任対象となる案件が増え、後見監督人のバックアップが十分に受けられる。

対策案としては、継続的な研修の実施や新たな更新制度を導入してはどうかということ。あとは、今もやっていますけれども、弁護士さんとかからリレーで替わっていただくとか、あとは今後やっていくのは社会福祉協議会の法人後見からもリレーしていけるのではないかということ。

あと、権利擁護センターあだちのほうで今検討しているのが、法人後見支援員というものを導入する。あとは、制度の周知活動に参加していただく。あとは、養成スケ

ジュールとか要綱を見直してはどうかという案を考えています。

次、後見人のほうですけれども、課題としては、現状で後見人に対する苦情が発生した場合の対応方法が決まってない、聞くだけになってしまっているということ。それから、せっかく聞いた区に寄せられた情報を活用する方法も検討されていませんという状態です。

目標としては、苦情が寄せられた際に対応方法、連絡先が決まっている。それから、寄せられた苦情を記録して、中核機関で情報共有できている。対策案としては、苦情対応方法とか記録方法、情報共有の方法をきちんと確立しましょうということ。あとは、マッチングの際にそうした情報を確認したりとかということをしませうということ。あとは、チーム支援による解決とか、裁判所、専門団体との連携ということ。

次はチームということで（優先課題）と記載させていただいていますけれども、私たちのほうとしては、これを一番最優先に着手したいと考えています。理由としては、チームというものが直接利用者に関わってくるものであって、介護サービスの中心的なものになるチーム。それと私、実は前職が介護保険課の事業者指導係というところから11年間おりました、そちら側から後見人を見てきました。

実体験として、ここに課題があるなというのは前から感じているところではございましたので、私たちとしては、ぜひ最優先で着手したいと考えています。

課題として書かせていただいたのは、介護関係者と後見人の間で意見のすり合わせができていない場合がある。後見人がつくるとチームが必要な支援をやめてしまう場合

がある。チームを支援する仕組みがない。チームが形成されていない場合がある。

目標としては、後見人が新しくチームに加わり、利用者の意思決定支援がより適切に行われている。チームに問題が生じたときに、バックアップを受けられる体制がある。

対策案としては、介護関係者に対する制度の研修、これは現実に毎年行われています。介護関係者と後見人の意見交換会、これについては、実は次のネットワーク協議会でぜひやらせていただきたいと考えています。

次、引継ぎ時に中核機関がチームの形成状態を確認。現状だと、引継ぎといっても書類を渡してよろしくお願ひしますというぐらいで済んでいるのですが、このときにきちんと区としての姿勢を示して、チームに必要なに応じて参加してくださいということを書いていくということですね。

それから、介護保険課と連携して担当者会議の開催状況を確認して、チームの状況に問題がないかということを確認していくということですね。そういうことを考えています。

次のページに行きます。協議会の課題。これは委員数が限られ、職種、制度の理解力に偏りがある。要綱上はマックスが20名、現状は14名の委員がおります。しかしながら、現在この中にケアマネさんが含まれておりません。

あと、開催回数が少なく、コミュニケーションが不足している。これについては、おおむね年2回の開催を考えていましたが、こちらのほうは、後でも申し上げますけれども、今年は開催回数を増やしたい、せめてあと1回追加させていただきたいということを考えています。

あと、裁判所との連携が取れていない。こちらのほうは、残念ながら都内のほうは、裁判所さんは個別に対応しませんよということを言われています。

目標としては、全ての委員が正しい知識を持ち、それぞれの立場から問題解決のための支援ができる。委員間の個別のコミュニケーションにより、相談や情報交換が円滑にできる。

対策案としては、協議会の回数を今言ったとおり増やす。各回のテーマごとに必要な職種の臨時委員を招集する。あと、電子メールを使った情報交換。これについては、ネットワーク協議会の委員の皆さんには一応形だけ情報交換シートというのを作ってメールでやり取りしましょうということで、既に委員の皆さんにはそのシートを送っております。

あとは、各委員の職業とか特色を生かした広報活動。

次は、中核機関のほうですね。これは私たち自身のことになるのでなかなか言いづらいのですが、私が考えている課題としては、仕組みが新しくなりました。中核機関協議会ができたりして、仕組みは新しくできましたけれども、それに合わせた効率のよい業務分担についての見直しはまだできていないなということ。あとは、情報の記録が不足している。共有も不足している。そういうことで、業務全体を見渡した方向性の決定ができていませんよという状態です。

あとは、高齢者の案件が中心で、なかなか障がい者向けの対策が取れていない。

目標としては、現在の組織体制に合わせて各機関が十分に能力を発揮し、業務全体が円滑に実施できている。

各機関との情報連携が取れ、業務の問題

点や解決策の検討が積極的に行われている。

対策案についてはいっぱいあると思うのですが、あえて簡単に書かせていただいていますけれども、まずは記録様式を統一化して、定期的な情報共有の仕組みを確立しましょうということ。それから、定期的に会議を開催して、課題の分析とか改善策の検討をする。まずそこからスタートしたいと考えています。

事務局機能については、現在の事務局は会議の開催に追われているばかりで、内容の見直しとか事務改善の検討が不足している。記録方法が決まっておらず、事務局内での情報共有も不足している。ホームページがあるのでありますが、内容が不十分じゃないかと。

目標としては、各種会議の目的が達成できるよう、その都度、内容や進行方法を検討している。事務局内で情報が共有され、効率のよい事務処理ができています。必要な情報がタイムリーにホームページで確認できる。

対策としては、関係者との事前打合せ、それから次ページに行きます。記録様式の作成、それからホームページの掲載内容の見直し、制度の最新情報、ほかの自治体も含めて、そういうものを把握して理解を深める。

次は、区長申立ての流れについて、先ほど前段でちょっと説明しましたがけれども、一応チェックシートを使って、それを経て案件を出していただいているのですが、使用しているチェックシートの取扱いが曖昧になっていて、事例によって確認内容の程度に差が出ています。

あと、後見人がついた後を想定した処遇検討内容が不十分な事例がある。これにつ

いては、4月から八杖先生が事例検討会に参加していただいていることで、職員の意識が変わってきて大分改善されています。

あと、緊急事務管理の内容が精査されていない事例がある。

発見から申立てまでに時間を要する事例がある。区長申立てで発見される事例はやはり差し迫った事例が大変多くなっていて、5%ぐらいは申立ての処理を行う前にお亡くなりになっているという年もあります。私としては、この数が多いのではないのかなと、これは何の根拠もないのですけれども、致し方ないことなのかもしれないですけれども、時間を要しているものが気になっています。

あと、マッチングに時間を要する事例。これも先ほどのこととかぶってくるのですけれども、これも諸般の事情があつて難しいのかもしれないですけれども、なかなか後見人さんが見つからずに時間がかかってしまっている事例があるということですね。

あとは、親族調査や意向確認に時間がかかっている事例。また、虐待認定がされないことで、これも時間も関係してくると思うのですけれども、成年後見制度の必要性が判断しづらいという事例が生じているということですね。

目標としては、チェックシートがあるのですから、チェックシートに沿った調査票が作成されて、みんな同じレベルのものが出てくれば検討も円滑に行われる。

それから、チームや専門職と相談して、利用者に合った現実的な支援方針が作成される。支援方針が正しく作成されていれば、マッチングの時間もあるいは短縮できるのではないかとということですね。

これについては、チェックシート及び運

用方法の見直し。チェックシートがもし駄目で使われないのだったら、内容を考える必要があるということですね。駄目じゃないのだったら、その運営をきちっと守りましょうということですね。

困難事例検討会において支援方針の検討強化。これは先ほど申し上げたとおり、八杖先生の御尽力で大分改善されてきております。

緊急事務管理の運用方法の見直しと周知。それから、提出資料の見直し、事例の振り返りと改善策の検討。現状では次から次にやってくる区長申立ての件数を処理するのが精一杯で、きちんと適切にできたかどうかという見直しが行われていないということですね。

次に、これは基本計画とか、そういうものとは関係がないのですけれども、区全体の組織運営として課題となっているところが最後に記載させていただいております。

他部署との連携が不十分なことにより、要支援者の把握に時間がかかっている事例があるということですね。具体的に申し上げますと、区ではいろんな業務に携わる職員がおります。そういう職員の一人一人がそういう意識を持って利用者を見ていないということですね。

目標としては、全ての職員がそうした権利擁護支援の意識を持って業務に取り組んで、ネットワークの一員として適切に機能しているということですね。

これについては、職員向けの研修方法を継続的に続けていくという案を立てています。

3番についての説明は以上になります。

○八杖会長 ありがとうございます。非常に重要な検討を今回していただいたと認識しております。

どのテーマも国の第1期計画、また第2期計画には含まれているものばかりで、それを足立区の現状ということ踏まえて今回作成していただいたと思っております。

非常に大部なものになっていますので、時間の関係もありますので、前半と後半に分けて意見等をいただきたいと思っております。

前半は、今御説明いただいた個々の内容について、もし御質問とか御意見とかありましたらお願いをしたいと思います。時間で言うと35分ぐらいまでそういうのをやりたいなと思っております。

それから、後半は、今回つくっていただいた課題と目標をどうやっていろいろな部署でコンセンサスを取得、どうやって実行していくのかということ少し御意見等いただきたい。総論的な話になりますけれどもと思っております。

では、まず前半の今御説明いただいた複数のテーマ、たくさんのテーマがございましたが、その中で気がついたこととか御質問とか御意見があったら、委員の先生方にお話ししたいと思いますけれども、いかがでしょうか。矢頭先生、行けますか。順番に皆さんから御意見をいただこうかなと思っておりますけれども。

○矢頭副会長 多岐にわたり過ぎて、どこから話をしていたらいいのかなとあれなのですが、まずネットワークということで、先ほどの統計資料のところちょっと気になっている。つまり、これらの数字が1つの現れなのかな。

特に11ページの発見者ですか、区長申立てに至る案件の発見者の中で、年度によってのばらつきはあるにしろ、例えばケアマネジャー、介護サービス各種、こういったところがやはり少ないのかなというところが若干気になるのと、あと大変なお仕事

であれだと思っておりますが、民生委員の方の発見も少ないのかなというところで、こういった草の根というのですか、現場の方々のそういう意味では認知度がこれからの課題かなという趣旨で、このネットワークの関係ではお聞きをしておりました。

したがって、この対策案ということありますので、研修とかこういったところは、これからのカテゴリーというところを、課題を抱えているカテゴリーを重点的にやっていっていただくということ、これは広報も一緒だと思うのです。

それからあと、広報のところの任意後見のPRのところ、意思決定支援という話があったのですが、任意後見の意思決定支援は、契約したとき、元気なときの意思決定支援の総体としての内容と、過去の意思決定と、その後、判断能力が低下してから現在の意思決定とこのぶつかり合いをどう考えていくのかという問題も抱えていくので、そういう意味においては、今の意思決定というものを重要視しつつ、過去どのように考えたかということも御本人にも一緒に考えてもらって、新たな意思決定支援をしていくということが任意後見制度における取組のやり方としては必要なかなと。

そういう意味でいうと、法定後見は、過去どういうふうにお考えだったかという情報が非常に乏しい中でやっていくというのが非常に厳しいのですが、任意後見の場合は、一定程度考えていただいてまとめたものがある程度あるというところが非常にいい武器にもなるというところがあるので、そういった利点をPRしていく、そしてその時点での御希望等々をきちんとまとめていくという、そういう意味でのエンディングノートみたいなものをつくっていく

という必要性、もしくはそういったことを残すことができる制度としての利点というものを広めていっていったらいいのではないかなと思った次第です。

あと、区長申立ての件、過去の審査会でもちょっとお話をさせていただいたことがあるかと思えますけれども、全体像を見る立場にないことからあれですけれども、過去の事例において、本来であれば成年後見制度を利用したほうがいいのではないのかなと。どう見ても、申立てをしていただけそうな親族がいない状況の中で、申立人さん、区長申立てにつながらないという案件をどうやってそのルートに乗っけていったらいいのかというところは、やはり若干気になるところなので、個別の案件を見つても、ルートに乗せていく全体像、区としての制度というのでしょうか、そういったものも見たときに、例えば事業所の立場、もしくは地域包括の立場で、こういった問題点として気がついたところがないのかどうかというヒアリングをしていく必要もあるのではないかなと思った次第です。

一応、そんなところで。

○八杖会長 ありがとうございます。すみません、突然振りましたので、また出てきたら後ほどお願いしたいと思います。

次は大輪委員、振っても大丈夫でしょうか。お願いします。

○大輪委員 どこからお話しできればいいのかなと迷っているところですけど、相談機能とネットワークのところでは、まず成年後見制度につなぐところの入り口の部分での整備状況が未整備だというふうに目標をお聞きする中で思いました。

実際にいろんな機関がいろんなツールを使って相談シートを起こしているという状況の中で、1つ何かツールのようなものが

あって、そこで実際に他のサービスの利用が可能なのか、ほかの支援がどのようなものがあるのか、そして地域福祉権利擁護事業にどのようにつなぐのかというような、恐らくできているかもしれませんが、そういった共通のツールというものがここでもしあったら、具体的な質問にはならないのですけれども、今実際にどういうものを使っているのか、使っているものの中から整理していただき、1つのツールにつくり上げていき、区の中で利用されるというやり方があるのではないかと思います。

苦情のところでは、社会福祉士会に挙げられる成年後見の苦情の中で一番多いものが、実際に社会福祉士なのに身上監護ができてないという苦情が寄せられます。

実は、身上監護、成年後見制度の身上監護というのは、それぞれの社会福祉士の判断で担っていることがあり、平均値がない中で、期待に添えないというような苦情があります。

そういったときに、中核機関の役割としてチーム支援の中で、身上監護について、実際に関係機関や成年後見人と話し合えるような場があれば苦情にせずに、チーム支援につながっていくのではないかなと思いますので、中核機関の役割としてチーム支援バックアップといったときに、重要な問題として身上監護というのが隠れていることが多いのではないかと御報告を聞いていて気がついた点です。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。高木委員、ご発言ですね、どうぞ。

○高木委員 この課題と目標、非常に丁寧に検討されて、前向きな方向性で進めるという意欲はすごく感じます。

私としては高評価なのですけれども、実

際に今まで量的増加を目指したことが質的向上を深めていくという形になって、こういうことをつくったのだと思いますけれども、例えば地域連携ネットワークとか、いろいろ種類で検討されていますが、これはそちらのほうの現場との担当者との連携は取れているのでしょうか。

というのは、結局、課題と目標をどういう次元で公表していく、設定していくかというときに、こちら一方的では問題があると思うのですね。現場のほうの意見も組入れた上での課題と目標の設定をしないとけないと思うのですが、そこら辺は取れているのですか。

○笠尾権利擁護推進係長 もともとの発案が私個人で全部考えたということじゃなく、今までやってきた連絡会とか、意見交換の上で、こういうことが実際に困りますよという話をいろんなところから聞いた上で、それを分析してまとめているということになります。

登場しているということは、誰かがこれによって困っているということなので、それを解決する策としては、みんなで協力してやっていくしかないと考えています。

○高木委員 先ほども言ったように、これは非常にいいことだと思っている。これは課題と目標ということで、今後どこかのところで発表するような形になるのですか。

○笠尾権利擁護推進係長 行く行くはそういうことも視野に入れていますけど、現状ではたたき台ということで、皆さんで今回お話しさせていただいた上で、こういうことも盛り込んだほうがいいのか、これはちょっと違うとか、そういうことも含めて精査していただければと考えて今日、説明させていただきました。

○高木委員 これだけのものをおつくり

なっているわけですから、これを踏まえて、ある意味たたき台にして、関係の機関といろいろ協議をした上で、これをもう少しブラッシュアップするようなことでいかれると非常にいいのではないかと思います。

○八杖会長 ありがとうございます。もう既に、先ほどの前半と後半に分けた後半の議論にも突入している感がありますけれども、私も前半のところで一言だけお伝えしておきますと、まずこういった取りまとめができたということは、足立区としては非常にプラスではないかなと思います。

冒頭の挨拶のところで申し上げましたが、足立区はいい取組が非常に多いのですよね。福祉も先進区として認識されているところなのですが、皆さん、どこに向かって走っているのかというのがいま一つ、今まで明確ではなかったような気がしておりました。

そういった意味で、みんなでこういった課題とか目標を共有しながら進んでいけるということはよろしいことなのではないかなと思っています。

昨年度まで私は足立区の成年後見に関する行政計画について内部的なものでも構わないので、計画を立ててほしいということをお伝えしてきましたが、これが第一歩になっているのではないかなというのが私の評価です。

それから、個別のところでも幾つかお伝えしておきますと、やはり高齢者が多い内容になっていて、用語も含めて、介護と書いてあるとか、障がいの分野の用語もこの中にきちんと入れていっていただく必要があるのかなど。

そういった意味で、ご家族とかご本人とか、そういったことについても、用語とし

てはしっかり触れていく必要があるのかなと思っております。

それから、先ほどチーム支援、これが優先課題だという御説明がありました。これは各自治体ともチーム支援、どうやったらいいのだろうというのが非常に悩みとして今出てきているところですね。自然とチームが発生して、単に見守っているだけではなかなかチーム支援という形にはならないことが多いので、どうしても一定程度、自治体や中核機関がチームをバックアップしていくような取組が必要になってくるのだと思います。

ですから、対策案のところに、これは第2期計画にも書かれている用語なのですが、チーム形成支援、チームをつくる支援、それとあとチーム自立支援、これはつくったチームが育っていくということだと思っておりますけれども、その取組というのを入れていただくとよろしいのかなと思しました。

まだ5分程度、前半戦でお話しする時間がございまして、先ほど言い足りないということがありましたらお伝えいただければと思いますけど、委員の先生方いかがでしょうか。

やはりチームのところは、矢頭委員に少しお伺いしたいのですけれども、ネットワーク協議会、ここで先ほど高木委員からも話があったとおり、どうやってチームを形成してどうやっていくのかということの議論、これは非常に重要なのかなと思っておりまして、先ほどの対策案のところでも介護関係者と後見人の意見交換会、ネットワーク協議会で実施をしたいというお話がありました。もしその点、何かお考えになるところがあれば御発言いただきたいと思いますが、いかがですか。

○矢頭副会長 協議会の役割としては、それぞれ皆様が担当している案件を踏まえて、それぞれの課題を一定程度まとめた形で、それを皆さんで共有化して、それをいかに各案件のよりよき支援につなげていくかという問題とともに、やはり地域の課題をどう分析し、そして整理して、そこをどう改善していくかという、こういった取組が期待をされているものと理解をしておりますけれども、そういう関係で、後見人と介護関係者というのは違った立場で支援をしていっておりますので、一定程度抽出された課題をきちんと、論点を一つ一つ議論し合うということが非常に重要だと思します。

また、それらが議論されたことが、専門職であれば専門職の中で共有され、介護関係者の中で共有されて、そういえばそういった話が足立区の協議会で出ていましたねといったところが皆さんで共有していくということが非常に重要なことだと思いますので、これからということだと思いますが、実態として協議会の会議、非常に短い時間の中で発言する方も決まっているということで、笠尾さんが非常に御苦労されて、会議の運営等もいろいろ工夫をされているところでもありますので、今後、そういった中で発言のしやすい協議会とともに、そういった関係者の方々が忌憚のない意見を言える雰囲気づくりというのも非常に重要なポイントだろうなと思っております。

○八杖会長 ありがとうございます。ほか、前半戦のところでは何かございますか。

では、後半戦も含めてですけれども、先ほど高木委員からも御発言いただきましたとおり、大変すばらしいものにはなっているけれども、どうやって進めていくのというのを少し意見交換させていただければと

思っております。

高木委員の先ほどのお話ですと、やはりそれぞれの関わっている部署でこれがコンセンサス取れてないと意味がないのではという御発言だったかと思えますけれども、現状、まず課題と目標、先ほど笠尾さんの御説明で、これまで積み重ねられてきたもののまとめだという御説明がありました。が、各部署でこれはもう既に共有されているという、コンセンサスとまではいなくても、一応ペーパーベースでは配付をして共有されているということでしょうか。そこはよろしいですね。

そうしますと、各部署でこれを今後どうやっていこうかということになるのだと思うのですが、ここはこうやって進めたらいいのではないかと、御意見があったらまずいただきたいと思えますので、委員の先生方、お願いします。

○大輪委員 地域連携ネットワークとか重層的支援とかチーム支援というのは一体何なのだろうと実態を考えたときに、一緒に動くということなのだと思うのです。同じ課だけではなくて、課を超えていろんな課と一緒に現場に行って動く、現場で同じようなことを共感してくる、そしてそれぞれが役割を分担するのはそこからですね。それぞれができる役割をきちんと確認していくということがすごく重要だと思っていて、まずは、提案していただいたものを実際するには一緒に動いていただく。

保健とか精神とか別れるのではなくて、この問題に今必要なメンバーが、具体的に一緒に動いてみる、誘ってみて動いてみる、社協と一緒に動いてみるということがチーム連携ネットワークの基本だと思います。

それぞれの部署が少しずつ重なり合いな

がら動いていくということをやると、自然とチームの形成に近づいてくるし、それぞれが自分のところの役割を認識できてくるのではないかなと現場にいて思っています。

○八杖会長 ありがとうございます。ほかの委員の先生方、御意見があったらお願いしたいと思えますけど、いかがですか。

意見もまだまとまらないところもあると思うので、所管の皆さんの御意見とか御感想を少し伺ってみるなんていうことをしてもよろしいでしょうか。

では、まず中核機関、センターから行きますか。社協さんのほうから今こういった課題や目標というのが提案されて、それについてコメントがあったらお願いします。

○山本権利擁護センターあだち課長 本当にこれ、課題と目標とその対応策というところで、まとめていただいて本当に分かりやすくよかったなというのは第一印象としてはあるところです。

特に、第2期の基本計画の中でも、担い手の養成というのがかなり上位に来ているというところかというと、区民後見人の養成については権利擁護センターで主にやっているというところもありまして、受任ケースの調整とか、そういった御依頼も含めた動きというのも権利擁護センターから基本的にはさせていただいていますので、その辺が今後、もうちょっと急ピッチな形で促進できていければなということは考えているところです。

こちらのP28のページにもありますとおり、法人後見支援員の導入については今年度からスタートの予定となっていて、今現状、法人で受けている3件のケースのうち2件が特養に入られて居所も安定して、いつでも引き継げる状況にはなっ

きているので、早ければ夏には、まず法人後見の支援員という形でやっていただいて、半年から1年ぐらい一緒に動く中で単独受任に移していくという予定をしています。

それから、それがリレーしていく、単独受任に引き継いでいくと、また今度、新しく法人後見として受任するという、この循環をつくっていく必要もあるということなので、今年度の予定としては、法人後見で今3件受任しているうち2件がリレーしていけそうなケースが出てきている。新たに2件、新規で法人後見を受任していくという形で今ケースの調整をしているところで

す。3件に続いて4件目が今審判待ちの状態、恐らく数週間で審判が下りて、特に問題なければ法人として受任する4件目が登場すると思いますので、そういった循環をやりながら、区民後見人さんに逐次、活躍の場を提供していければなと思っています。

あと一方で、モチベーションを上げていく取組というのも一方で必要などころではあると思うのですが、区民後見人さんに対する集まりというか、そういったものを昨年も1回やったのですけれども、特にテーマを設けない意見交換というところで終わってしまったので、今年度は現時点、2回予定していますが、少し研修の中身も含めた形で開催できればと思っています。

実は、今週の火曜日、第1回目がありまして、他地区の状況を皆さんで勉強しましょうということで、統計の資料の中にもあります墨田区の社協の方にお越しいたいて、あと区民後見人さんにもお越しいたいて、実際の区民後見人としての活動の御報告をいただいたりするというものをして

やっています。

そんな形で、スキルアップとかモチベーションアップの取組もしつつ、法人後見から受任していく循環をスムーズにいけるような取組というのを今年度以降やっていきたいと思っています。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。具体的なイメージがこの中にできているような印象を受けました。ありがとうございます。

続いて、どうでしょうか、高齢、知的、精神みたいな感じで聞いていってもよろしいですか。

○笠尾権利擁護推進係長 おっしゃるとおり、知的と精神の部分というのはほとんど書かれてないので。

○八杖会長 では、精神と知的について少し聞いていきたいと思いますが、精神は田口さんにお聞きしてもいいのですか。別の方がよろしいですか。

○田口精神保健担当係長 この資料を拝見させていただいて、あと先生方の御意見を聞きながらなのですけれども、3件といたしますか、3回続けてこの間、区長申立てに上がってきた方たちは長期入院の方たちで、お金がとともたまってしまって、入院のために使うところがなくてたまってしまったという方がとんとんと上がってきました。

制度を開始する時期をもっと前にできたのではないかと思いましたが、制度の理解、そして権利擁護の理解というところは進めていってほしいなと思います。また、そういう方たちもチームとして一緒に関わることで、今後のことも一緒に、お金のことだけではなく、支援ができたかなと思います。区長申立ての案件でこの間、検討し

たところでも、後見人さんがついた後、チームが手放すというのではないですけれども、その先の支援を考えてないというところもありましたので、全体で見るという視点を持ちつつ、お渡しするのではなく、一緒にやっていくというスタンスで進めていければと思いました。

○八杖会長 ありがとうございます。では、知的のところでは課題と目標について、これは小川さんでよろしいですか。

○小川虐待防止・権利擁護担当係長 チームが優先課題というところで書かれているので、これを障がいのところに引きつけながら今考えている中で、課題でチームを支援する仕組みがないとか、チームが形成されていない場合があるというのが、私は実感として知的障がいの支援の中でチームという意識があまりないというのが現状ではあるかなという気がするのです。

行政の立場でいうと、各支援係がサービスの支給決定をする。例えば日中は生活介護の通所施設に通って、ヘルパーさんを使いながら自宅で、あるいはヘルパーさんは部分的に使いながらグループホームでなんというサービスそれぞれの個別の支援計画というのがありながら、一方で全体的なサービスを組み立てたり、差配する相談支援サービス利用計画というのを立てるといって、それぞれがあるのですけれども、それが一本化されていないとか、俯瞰的に見ることができていないとか、そういうのをすごく、特に権利擁護とか虐待とかが絡んできたときに、誰がこの方向性を進めていくのだろうか、当然チームが進めていくわけですけれども、それぞれのできることを今一生懸命やっているというだけで、なかなか物事が進んでいかないみたいなものがすごく実感としてあります。

私は何をやるのだろうか、私というかこういうネットワーク協議会の中でどういうふうにしていくのかということ、まずチーム支援というのが必要ですよということから始めなくてはいけないのかもしれない。

それはなぜなら、権利擁護支援ということ考えたときにはそうなっているから。根本的に意思決定支援、だから、御本人に何がやりたいのですかと聞くところから始めることがなかなか障がいではできていないような気がするのです、特に知的障がいの方ですね。

ですから、そこにどうやって働きかけていくのだろうかということをお話をお聞きしながら考えていて、そこを例えば私たちのほうで企画しようとしている小規模講座みたいなどころでもそういうエッセンスを入れていくということももちろん必要ですけれども、それだけでは全然間に合わないわけですから、それを具体的にどういうふうにして進めていくのかなということをお話をお聞きしながら考えていたところでした。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。それぞれの所管の方から、課題と目標のご意見、皆さん、並べられているテーマというよりは、このペーパーを踏まえて実際にどうしていくのか、そういう思考になっていて大変すばらしいなと思いました。

これをどうやって進めていくかということももうちょっとだけお話ししておきたいと思うのですけれども、まず各部署に見ていただいて、自分のところはどうかというのがきっとあると思うのですよね。そこを補充していただく作業をしていただく必要があるのではないかなと思っています。

それとあとは、先ほど事業計画のご説明

がありましたが、それぞれテーマごとで、その事業計画がどこに位置づけられるのかというのを併せて記載をしていくといいのかなと思いました。

あとは、技術的なことでいうと、どんどん更新されていくペーパーだと思いますけれども、どこかで一度フィックスするということが必要かなと思っていて、秋頃に、これがもう既に「案」という段階で動き始めてもちろん構わないわけですが、秋頃に一旦の形でフィックスするということを検討したらどうかと思いました。

あとは、実際にどれくらいの期間をかけてこういったことを行っていこうかということは、今後、皆さんで御検討いただきたいと思いますし、あとは毎年毎年、この目標に向かってやってきたことの達成とか、評価、行政の場合は評価をしっかりしていないといけないと思いますから、それはよくも悪くも、できなかつたら、できなかつたからこうしていこうということをしていかなきゃいけないと思いますので、評価をどうやってしていくのかということも、どれくらいの期間をかけてということと一緒に検討していけるとよいのではないかなと思います。

こんなにたくさん言うと後で怒られてしまいそうですが、私は拝見した感想としては、そんな感想を持ちましたので、あと委員の先生方で、いや、違うのではないかと、補足とかありましたら、ぜひお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

矢頭先生、どうぞ。

○矢頭副会長 八杖会長がおっしゃったように、やはりまず各部署で、今お三方がお話しされていたので、各部署で担当されているところで、これを見ながら思うと

ころが多分おありなのだろうなど。

それを今まで行ってきた活動事業の運営についても一度整理をしていただくということは必要だろうと思います。

その中で、今八杖会長がおっしゃったのは、PDCAサイクルに載っけていくということだと思いますので、そういった状況をこの審査会の中で随時御報告いただくという中で、皆さんで共に進捗状況を確認し合いつつ、新たな課題等を情報共有して一步一步進めていくということだと思いますので、スパンとか、そういったところは無理なスパンではなく、可能な限りの、できる範囲でのスパンで考えていただければよろしいかと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

○八杖会長 ありがとうございます。ほかの先生方がいいですか。よろしいですか。お願いします。

○大輪委員 もうなんども出ていることですけれども、成年後見制度の2期計画で一番言われているところが尊厳のある本人らしさということなので、本人を中心にしてどういう動きをしていくかという視点に大きく切り替えていく必要があるのだと思います。

そのため、入り口のところの整理でも、例えば成年後見申立てに対して本人の意思はどうなのかということを確認していく、先ほど小川さんが何度もおっしゃっているように、意思決定支援というのをどういうふうに行っていくのかというところを少し計画の中にも盛り込んでいただいて、視点を支援者側から本人主体の計画になればいいと思います。

○八杖会長 ありがとうございます。皆さんよろしいですか。

大変すばらしい内容のものをこれから実

際に実行して、足立区内で権利擁護支援と
いうのが必要な人に届くような形で進めて
いただきたいと思います。

次回の審査会でもその点のご報告を継続
して求めたいと思いますので、その準備は
よろしくをお願いします。

では、議題がまだ幾つか残っております
ので、議題の4番、足立区民後見人選考状
況について、こちらの議題に移りたいと思
います。事務局にご説明をお願いしたいと
思います。よろしくをお願いします。

○笠尾権利擁護推進係長 資料は最終ペー
ジになります。

こちらのスケジュール表にもございま
すとおり、当初の予定から現状3か月程度、
コロナ等のため遅れが生じています。

今年度の状況について説明しますと、4
月に第一次選考を行って、応募者7人、通
過者が2名ということで、その2名につい
て6月に面接を行いまして、この間、結果
が出ましたけど、面接によって2人とも合
格ということになりましたので、今後はそ
ちらの表のとおり、8月から研修オリエン
テーションなどの研修を開始して、来年度
の5月まで。その後、三次選考、これは未
定になっていますけど、6月か7月とい
うことで三次選考をやって、その後登録とい
うスケジュールを今のところは予定して
おります。

その下の表は、現在の区民後見人の登録
者数の推移ということで3行ございま
して、一番上の行は新規登録者数の年度ご
との数でございます。これをトータルすると
47名、今まで一度でも登録した人が47
名という形で、真ん中の行については、年
度初めに今年、継続して登録するかどうか
という意向聴取をしていますけれども、そ
れによって継続されている方が現状だと4

年度の頭で29名ということになっており
ます。

最終行については、その年度に新規に受
任した件数を書いてございます。

延べにすると34件という数になってご
ざいますが、途中でお亡くなりになる方等
もございまして、現状は、今年度は7名
の受任という形になっていましたが、直前
で最近、お一人お亡くなりになった方が発
生しましたので、現状は6名という形。資
料、ごめんなさい、間に合わなかったので
7名という形になってはいますけれども、現
状は6名という形になっています。

そういう形なので、20名以上は受任さ
れてないという状態、それとあとスケジ
ュールが大変タイトになってきて、本来であ
れば、また今年度、別途の新規募集とい
うのをしたいところなのですけれども、現
状だと難しいかなという状態になってござ
います。

あと、課題としては、先ほどの3番のと
ころで申し上げたとおりでございますの
で、こちらについては、権利擁護センター
あだちのほうと協力しながら、現状打破に
向けてこれからやっていきたいと思ってい
ます。

4番についての説明は以上になります。

○八杖会長 ありがとうございます。そう
すると、スケジュールが遅れているとい
うことの御報告だったということによろ
しいのですよね。

○笠尾権利擁護推進係長 そうです。

○八杖会長 遅れることの影響といいま
すか、これができなくなるとか心配してい
ることがもしあったらお伝えいただき
たいと思いますけど、いかがでしょうか。

○笠尾権利擁護推進係長 遅れることによ
って、年間スケジュールというのが、様々

な皆さんの関わりの中で選考されていくものですので、3か月遅れると3か月遅れでそのままのスケジュールでいけるかという、必ずしもそういうことではなくなってしまいます。

例えば、この制度審査会の皆様の御協力も得ながらやらせていただいていますので、開催の時期に併せて後見人の募集のスケジュールも考えていかなきゃいけないということになりますので、その調整が非常に困難になるということですね。そういうのを含めて、当初計画の予定が立てられているのですけれども、単純に3か月遅れて全部スライドできるわけではないということです。

そういう関係で、3か月遅れで、来年も3か月遅れねという形には単純にはできませんということと、もう一つあるとすると、やはり受任する件数が少ないので、どんどん応募ばかりきて、全然受任ができないということになると、それは区としての姿勢も問われるという形になりますので、そういうことも併せて今後のスケジュールを考えていきたいということです。

○八杖会長 ありがとうございます。今の受任する件数が少なくなっていることについて、もし御意見があったら委員の先生方、いただきたいと思っておりますけれども、ほかの自治体ではこんな取組をしていますとか、もしそんな御紹介などがあればお願いしたいと思っておりますけど、いかがですかね。矢頭委員、お願いします。

○矢頭副会長 区民後見人の方々の案件の急減というのは、やはり区長申立てが多いかなど。もう一つは、地権事業からの移行、この2つをいかにという中で、やはり専門職がふさわしい案件もあるかと思うので、そういった中で区長申立てが、区が独

自にコーディネートできる立場にいらっしゃるわけなので、例えば専門職がふさわしい案件だとしても、課題が解決した後、区民後見人にスイッチするということを想定して、当初の担当する専門職は、課題が解決したら辞任、そして区民後見人にタッチするという条件で申立てをしていく。

それが、家庭裁判所がオーケーを出すか出さないかは家庭裁判所次第ですけれども、少なくともそういった計画をし、コーディネートしていただくということによって、案件が増えていくということは期待できるのではないのかなと思いますので、ぜひそういった区がコーディネートしたりリレー方式を増やしていただければと思います。

○八杖会長 ありがとうございます。今の話の関連で言うと、法人後見、これは社協さんで行う法人後見ですね。専門職ではなくて、法人後見をかませ、そこで課題解決をして、それで区民後見人にリレーするというやり方もほかの自治体では幾つもやっておられると思いますので、参考にしていただければと思います。

あとは、ほかの自治体でみんな気をつけていることという、区民後見人さん自身が自発的に活動していくということ。受け身じゃなくて、自発的に自分たちで、こういったことがあるよね、そういう自発的に活動していく環境の整備をしていくべきだという意見が最近出ていると思います。

例えばある自治体では、ほかの自治体の区民後見人さんと交流をして、自分たちはこんなことをやっているとか、紹介しあうような取組をやっているというところもありますし、自分たちでこんなことができるのではないかというのを考えることによってモチベーションが上がったり、さらに、

成年後見制度に対する理解が深まったりという、そういった効果があるという話もありましたので、参考にさせていただければと思います。

ほかいかがですか。大丈夫ですか。

では、スケジュールのところはもし後ろ倒しになって審査会のスケジュール等に影響がある場合には、またお伝えいただければと思いますので、その点よろしくお願ひします。

続きまして、最後の議題（５）その他というのがございますが、もし事務局のほうで何かありましたらお願ひしたいと思ひます。

○笠尾権利擁護推進係長 私のほうから、まず、先ほどから話題になっています地域連携ネットワーク協議会の話、今年度第1回の地域連携ネットワーク協議会を5月31日に開催しました。資料は用意してないのですが、開催の報告をさせていただきます。

こちらのほう、令和3年度に発足しているのですがけれども、コロナの関係で令和3年度、1回顔合わせをただけで終わっていたという案件で、5月31日にほとんどもう1回仕切り直しという形になってしまいましたけれども、コンセプトとしては、必ず全ての委員に一言ずつ発言をしてもらうということで開かせていただきました。いろいろ案件を工夫したりとか、こちらから質問を振ったりとかして、最終目標は矢頭副会長の手腕もございまして達成できたということになっています。

そこで気がついたこととすれば、きちんと振れば、思った以上に皆さんお答えいただけるということが分かりました。ですから、今後もこの流れに沿ってネットワークを強化していきたい。

会議では、成年後見制度をどういうふう
にPRしたら効果的でしょうかという話も
させていただいて、それなりに皆さんから
御意見をいただいたところですので、引き
続きいろんな案件について協議会を使って
話し合っていきたいと思っています。

それから、その関係で、一部の委員の方
には既にお伝えしたところですが、
先ほど申し上げたとおり、優先課題に着手
したいということがありまして、当初、制
度審査会第2回、9月22日に予定してい
たのですがけれども、これを変更させてい
だきたいということで、その日に協議会を
開くということではないのですが、1
0月に予定されてなかった協議会を1回増
やして入れて、そこで先ほど言ったような
介護関係との意見交換会というのをやら
せていただきたいということを考えていま
す。事務局のほうからその2点を最後に御
報告させていただきます。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。今
御報告いただいた内容について御意見のあ
る委員の方、いらっしゃったらお願ひしま
す。よろしいですか。

意見は特にないということですので、議
題としては以上ということですのでよろしいで
しょうか。

では、以上をもちまして本日の議事は全
て終了いたしました。円滑な議事進行に御
協力いただきありがとうございます。

議事録につきましては、事務局が作成し
て各委員への確認をお願いしたいと思ひま
す。

本日は、以上にて閉会させていただきます。
ありがとうございます。

(閉 会)